

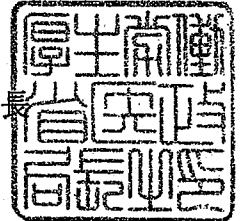


広島県収受	
第	号
28.4.04	
処理期限	月 日
分類記号	保存年限

医政発 0330 第 29 号
平成 28 年 3 月 30 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



「外国病院における臨床研修の一部を認定するための手続きについて」の一部改正について

外国病院における臨床研修の一部を認定するための申請手続等については、「外国病院における臨床研修の一部を認定するための手続きについて」（平成 23 年 8 月 9 日付け医政発 0809 第 4 号）により実施されているところであるが、今般、別添のとおりその一部を改正し、平成 28 年 4 月 1 日より適用することとしたので通知する。

貴職におかれては、改正の内容について御了知の上、貴管内の保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等に対して周知方願いたい。

新	旧
医政発0809第4号 平成23年8月9日 (一部改正 平成27年4月1日 平成28年3月30日)	医政発0809第4号 平成23年8月9日 (一部改正 平成27年4月1日)
各都道府県知事 殿	各都道府県知事 殿
厚生労働省医政局長	厚生労働省医政局長
外国の病院における臨床研修の一部を認定するための手続について	外国の病院における臨床研修の一部を認定するための手続について
(略)	(略)
様式1	様式1
外国の病院に関する認定申請書	外国の病院に関する認定申請書
(略)	(略)
※	※
(略)	(略)
8. 診療科名 (基幹型・協力型記入) 当該病院の医療法上の標ぼう診療科について 該当する番号すべてに○をつけ、該当する標榜 科がない場合は「99. その他」欄に記入するこ	8. 診療科名 (基幹型・協力型記入) 当該病院の医療法上の標ぼう診療科について 該当する番号すべてに○をつけ、該当する標榜 科がない場合は「99. その他」欄に記入するこ
復ぼう診療科 (番号に○をつけてください) 1. 内科 2. 呼吸器内科 3. 循環器内科 4. 消化器内科 5. 気管食 道内科 6. 神経内科 7. 心療内科 8. 性感染症内科 9. 外科 10. 呼吸器外科 11. 心臓血管外科 12. 消化器外科 13. 小児外科 14. 気管食道外科 15. 肛門外科 16. 整形外科 17. 脳神経外科 18. 形成外科 19. 美容外科 20. 精神科 21. アレルギー科 22. リ ウマチ科 23. 小児科 24. 皮膚科 25. 泌尿器科 26. 産婦人科 27. 産科 28. 婦人科 29. 眼科 30. 耳鼻咽喉科 31. リハビリテー ション科 32. 放射線科 33. 病理診断科 34. 臨床検査科 35. 救 急科 99. その他 (次に記入してください)	復ぼう診療科 (番号に○をつけてください) 1. 内科 2. 呼吸器内科 3. 循環器内科 4. 消化器内科 5. 気管食 道内科 6. 神経内科 7. 心療内科 8. 性感染症内科 9. 外科 10. 呼吸器外科 11. 心臓血管外科 12. 消化器外科 13. 小児外科 14. 気管食道外科 15. 肛門外科 16. 整形外科 17. 脳神経外科 18. 形成外科 19. 美容外科 20. 精神科 21. アレルギー科 22. リ ウマチ科 23. 小児科 24. 皮膚科 25. 泌尿器科 26. 産婦人科 27. 産科 28. 婦人科 29. 眼科 30. 耳鼻いんこう科 31. リハビリ テーション科 32. 放射線科 33. 病理診断科 34. 臨床検査科 35. 救急科 99. その他 (次に記入してください)
901 科 902 科	901 科 902 科
903 科 904 科	903 科 904 科

11~18 (略)	(略)
(記入要領)	
1~7 (略)	
8 「医師 (研修医を含む。) の員数」 欄について	
(1) ~ (4) (略)	
(5) 「医療法による医師の標準員数」は、医療法施行規則第19条第1項第1号の規定に従い、次に掲げる算出式により算出すること (患者数は、入院及び外来とも申請年度の前年度の1日平均とすること。)	
※算出式	
$\left[\frac{\text{精神科及び産科に係る入院患者数 (産科の入院患者数を除く。)} + \text{精神科を除く産科以外の病科に係る入院患者数 (産科の入院患者数を除く。)}}{3} + \frac{\text{外来患者数 (精神科、耳鼻咽喉科、眼科及び産科の外来患者数を除く。)} + \text{精神科、耳鼻咽喉科及び眼科の外来患者数}}{5} - 52 \right] \times \frac{1}{16} + 3 = \text{医師の標準員数}$	
9~17 (略)	

11~18 (略)	(略)
(記入要領)	
1~7 (略)	
8 「医師 (研修医を含む。) の員数」 欄について	
(1) ~ (4) (略)	
(5) 「医療法による医師の標準員数」は、医療法施行規則第19条第1項第1号の規定に従い、次に掲げる算出式により算出すること (患者数は、入院及び外来とも申請年度の前年度の1日平均とすること。)	
※算出式	
$\left[\frac{\text{精神科及び産科に係る入院患者数 (産科の入院患者数を除く。)} + \text{精神科を除く産科以外の病科に係る入院患者数 (産科の入院患者数を除く。)}}{3} + \frac{\text{外来患者数 (耳鼻いんこう科、眼科及び産科の外来患者数を除く。)} + \text{耳鼻いんこう科及び眼科の外来患者数}}{5} - 52 \right] \times \frac{1}{16} + 3 = \text{医師の標準員数}$	
9~17 (略)	

医政発0809第4号
平成23年8月9日
(一部改正 平成27年4月1日
平成28年3月30日)

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

外国の病院における臨床研修の一部を認定するための手続について

外国の病院における臨床研修の取扱いについては、医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第4項において、厚生労働大臣が適当と認める場合は、臨床研修病院（同条第1項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する病院）とみなすこととされておりますが、今般、日本の臨床研修病院が外国の病院において臨床研修を受けた者を受け入れた場合に、当該外国の病院を臨床研修病院とみなすための手続きについて、下記のとおり定めましたので通知します。

貴職におかれましては、趣旨を御理解の上、貴管内の保健所設置市、特別区、関係団体等に周知方よろしく申し上げます。

なお、「外国の病院で受けた臨床研修の一部を認定するための手続等について」（平成20年7月9日付け医政医発第0709001号厚生労働省医政局医事課長通知）は廃止します。

記

1 趣旨

厚生労働大臣は、外国の病院について、日本の協力型臨床研修病院と同等以上の研修環境を備えていると認められる場合に、当該外国の病院を協力型臨床研修病院とみなす。

また、外国の病院で臨床研修を受けた者を受け入れる日本の基幹型臨床研修病院又は基幹型相当大学病院（以下「受入病院」という。）は、当該者の外国における臨床研修の内容を踏まえ、臨床研修の到達目標の達成が見込める総合的な研修プログラムを作成し、臨床研修を実施するとともに、日本の臨床研修の修了基準により当該者の修了認定を行う。

2 審査の内容

1) 外国の病院の審査

日本の協力型臨床研修病院と同等以上の研修環境を備えていると認められること。

2) 研修プログラム

外国の病院における臨床研修に加え、日本で臨床研修を履修することにより臨床研修の到達目標の達成が見込まれる内容であること。

研修期間については、外国の病院における臨床研修の期間を含めて2年以上であり、かつ、受入病院における臨床研修の期間（外国の病院で臨床研修を行う前に、日本の別の基幹型臨床研修病院又は基幹型相当大学病院において臨床研修を行っていた場合は、当該臨床研修の期間を含む。）が合わせて8か月以上であること。なお、受入病院における臨床研修の期間（外国の病院で臨床研修を行う前に、日本の別の基幹型臨床研修病院又は基幹型相当大学病院において臨床研修を行っていた場合は、当該臨床研修の期間を含む。）は全体の研修期間の半分以上に相当する1年以上であることが望ましいこと。

3 審査に係る手続

受入病院が必要書類を添付し、地方厚生局健康福祉部医事課に申請する。申請時期は、原則として、当該者が日本において研修を開始する前とするが、当該者の受入予定がある場合は、早めに地方厚生局に相談すること。

4 必要書類

1) 外国の病院に関する書類

- ① 外国の病院に関する認定申請書（様式1）
- ② ①の参考となる外国の病院からの書類等
- ③ 外国の病院における臨床研修に対する受入病院の意見書

2) 研修プログラムに関する書類

- ① 原則として外国で取得した医師免許証又は登録証書の写し（臨床研修を行うのに医師免許証を必要としない場合には、それが分かるもの。）
- ② 外国の病院における臨床研修のプログラムの概要を明らかにした書類
- ③ 外国の病院における臨床研修の履修又は修了の証明書（臨床研修を受けた診療科及び期間が示されているものであること。また、原則として臨床研修を受けた機関の長が証明したものであること。）
- ④ 日本で取得した医師免許証の写し
- ⑤ 医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について（平成15年6月12日付け医政発第0612004号厚生労働省医政局長通知）に定める臨床研修

病院指定申請書（様式1）4～5（受入病院における臨床研修のプログラム（外国における臨床研修の内容を踏まえ、臨床研修の到達目標の達成が見込める総合的な研修プログラム）について記載すること。）

- ⑥ 平成16年4月1日以降に日本で臨床研修を受けたことがある場合は、臨床研修中断証の写し
- ⑦ 確認した臨床研修の内容に係る受入病院意見書
- ⑧ 受入時点における受入病院による研修医の評価（様式2）

3) その他の書類 当該者の履歴書

* 作成上の注意

- 1 必要書類については、地方厚生局健康福祉部医事課宛に原本1部及び写し1部を提出すること。
- 2 必要書類のうち外国語で記載されているものは、その日本語訳を添付すること。
- 3 2) ①、④及び⑥については、各原本において確認した上で、写しを提出すること。

5 募集定員との関係

外国の病院で臨床研修を受けた者を受け入れる場合、適切な指導体制が確保されていると認められる場合には、原則として、各病院の募集定員とは関係なく当該者を受け入れることができること。ただし、当該者を医師臨床研修マッチング結果により受け入れる場合には、募集定員の範囲内とすること。

14. 研修医室の有無		1. 有 () 室) 0. 無 有を選択した場合には、研修医室の室数を記入してください。
15. 図書、雑誌、インターネット等が利用できる環境及び医学教育用機材の整備状況	図書室の広さ	() m ²
	医学図書数	当該国内図書： 冊、当該国外図書： 冊
	医学雑誌数	当該国内雑誌： 種類、当該国外雑誌： 種類
	図書室の利用可能時間	: ~ : 24 時間表記
文献データベース等の利用環境	Modline等の文献データベース (1. 有 0. 無)、教育用コンテンツ (1. 有 0. 無)、その他 ()	
	利用可能時間 (: ~ :) 24 時間表記	
医学教育用機材の整備状況	医学教育用シミュレーター (1. 有 0. 無)、その他 ()	
16. 病歴管理の責任者 (専任) の配置状況		1. 有 0. 無
17. 医療安全管理体制	安全管理者の配置状況	1. 有 () 名) 0. 無 有を選択した場合には、安全管理者の人数を記入してください。
	安全管理部門の設置状況	職員：専任 () 名、兼任 () 名 主な活動内容：例)「院内において発生した医療事故又は発生する危険があった医療事故についての情報の収集」「医療事故の防止のための研修及び教育」等
	患者からの相談に適切に応じる体制の確保状況	患者相談窓口の責任者の配置状況： 1. 有 0. 無 対応時間 (: ~ :) 24 時間表記 患者相談窓口に係る規約の有無： 1. 有 0. 無
	医療に係る安全管理のための指針の整備状況	1. 有 0. 無 指針の主な内容：
	医療に係る安全管理委員会の開催状況	年 () 回 活動の主な内容：
	医療に係る安全管理のための職員研修の実施状況	年 () 回 研修の主な内容：
	医療機関内における事故報告等の医療に係る安全の確保を目的とした改善のための方策	医療機関内における事故報告等の整備： 1. 有 0. 無 その他の改善のための方策の主な内容：
18. 精神保健福祉士、作業療法士その他診療要員の配置状況 精神科の研修を行った場合には記入してください。	1. 精神保健福祉士： 名 (常勤： 名、非常勤： 名)	
	2. 作業療法士： 名 (常勤： 名、非常勤： 名)	
	3. 臨床心理技術者： 名 (常勤： 名、非常勤： 名)	
	9. その他の精神科技術職員： _____ 名 (常勤： 名、非常勤： 名)	

※欄は、記入しないこと。

(記入要領)

- 1 特に定めのあるもののほか、原則として、研修を行った年度の4月1日現在で作成すること。
- 2 (1. 有 0. 無)のように選択形式の項目は、いずれかに○をつけること。
- 3 ※欄は、記入しないこと。
- 4 「作成責任者の氏名及び連絡先」欄の作成責任者は、記載内容について十分回答できる者とする。
- 5 「病院の開設者の氏名」欄は、開設者が法人の場合には、法人の名称を記入すること。
- 6 「病院の開設者の住所」欄は、開設者が法人の場合には、法人の主たる事務所の所在地を記入すること。
- 7 「病院のホームページアドレス」欄は、当該病院がホームページを有する場合にのみ記入することで差し支えないこと。
- 8 「医師(研修医を含む。)の員数」欄について

- (1)「医療法第21条の規定に基づく人員の算定に当たっての取扱い等について」(平成10年6月26日付け健政発第777号・医薬発第574号)に基づき、当該病院に勤務する医師(研修医を含む。)について記入すること。なお、歯科医師は算定しないこと。
- (2)「常勤」とは、原則として当該病院で定めた医師の勤務時間のすべてを勤務する者をいうものであること。
- (3)「非常勤」については、常勤以外の医師について、次に掲げる換算式により常勤換算をした数を記入すること。

※ 換算式

$$\frac{\text{非常勤医師の1週間の勤務時間数}}{\text{常勤医師の1週間の勤務時間数}} = \text{常勤換算をした数 (小数第二位を四捨五入)}$$

- (4)「計(常勤換算)」については、常勤医師数と非常勤医師を常勤換算した数の合計を記入すること。
- (5)「医療法による医師の標準員数」は、医療法施行規則第19条第1項第1号の規定に従い、次に掲げる算出式により算出すること(患者数は、入院及び外来とも研修を行った年度の前年度の1日平均とすること。)

※ 算出式

$$\left[\frac{\text{精神病床及び療養病床に係る入院患者数(歯科の入院患者数を除く。)} + \text{精神病床及び療養病床以外の病床に係る入院患者数(歯科の入院患者数を除く。)}}{3} + \frac{\text{外来患者数(精神科、耳鼻咽喉科、眼科及び歯科の外来患者数を除く。)} + \text{精神科、耳鼻咽喉科及び眼科の外来患者数} - 52}{5} \right] \times \frac{1}{16} + 3 = \text{医師の標準員数}$$

- 9 「診療科名」欄は、当該病院の診療科について該当する番号すべてに○をつけ、該当する診療科がない場合は「99.その他」欄に記入すること。
 - 10 「救急医療の提供の実績」欄は、当該病院が救急部門の研修を行った場合に以下について記入すること。
- (1)「救急専用診療(処置)室の有無」欄は、救急専用診療(処置)室を有する場合には、「1. 有」に○をつけるとともに、その面積を記入し、有しない場合には、「0. 無」に○をつけること。
 - (2)「救急医療の実績」欄については、「前年度の件数」は研修を行った年度の前年度の救急取扱件数(来院方法を問わず、すべての件数)、「1日平均件数」は研修を行った年度の前年度の救急取扱件数を年間総日数(365又は366)で除した数、また、「救急車取扱件数」は研修を行った年度の前年度の救急取扱件数のうちで来院方法が救急車によるものの数をそれぞれ記入すること。さらに、これらの件数のうち診療時間外に受け付けた件数について、それぞれの「うち診療時間外」欄に記入すること。
 - (3)「診療時間外の勤務体制」については、「医師」数は、「救急医療を提供している診療科」の診療時間外の勤務体制における医師数を記入すること。また、「看護師及び准看護師」数は、専ら救急医療を提供するための病棟・外来に勤務する看護師及び准看護師のうち、診療時間外の交代制及び宿日直体制における看護師及び准看護師数を記入すること。
 - (4)「救急医療を提供している診療科」欄は、内科系、外科系又は小児科に係る救急医療の提供の有無について、該当する番号に○をつけ、その他の診療科に係る救急医療を提供している場合には、「その他」欄に当該診療科名を記入すること。
- 11 「病床数(歯科の病床数を除く。)」欄は、当該病院の病床の種別ごとの病床数を記入すること。
 - 12 「病床の種別ごとの平均在院日数」欄は、次に掲げる算出式により算出した、研修を行った年度の前年度の平均在院日数を記入すること。ただし、在院患者延日数とは、研修を行った年度の前年度の毎日午後12時現在の在院患者数を合計した数とすること。

※ 算出式

$$\frac{\text{在院患者延日数}}{1/2 (\text{新入院患者数} + \text{退院患者数})} = \text{平均在院日数 (小数第二位を四捨五入)}$$

- 13 「前年度の分娩件数」欄は、当該病院が産婦人科の研修を行った場合に記入するものであり、研修を行った年度の前年度の正常分娩件数及び異常分娩件数についてそれぞれ記入すること。
 - 14 「研修医室の有無」欄は、研修医室を有する場合は「1. 有」に○をつけるとともに、その室数を記入すること。また、研修医室を有さない場合は「0. 無」に○をつけること。
 - 15 「図書、雑誌、インターネット等が利用できる環境及び医学教育用機材の整備状況」欄について
- (1)「文献データベース等の利用環境」欄は、Medline等の文献データベース及び教育用コンテンツのそれぞれについて、利用できる場合は「1. 有」に○をつけ、利用できない場合には「0. 無」に○をつけること。また、文献データベース及び教育用コンテンツ以外に、これに類するもので利用できるものがある場合は「その他()」にその内容を記入すること。
 - (2)「医学教育用機材の整備状況」欄は、医学教育用シミュレーターの整備の有無について該当する番号に○をつけること。また、臨床研修に必要なその他の医学教育用機材を整備している場合は「その他()」にその内容を記入すること。
- 16 「医療安全管理体制」欄について
- (1)「安全管理者の配置状況」欄は、安全管理者を配置している場合は「1. 有」に○をつけるとともに、その人数を記入すること。また、安全管理者を配置していない場合には「0. 無」に○をつけること。
 - (2)「安全管理部門の設置状況」欄は、安全管理部門の専任職員及び兼任職員の数をそれぞれ記入するとともに、安全管理部門の主な活動内容を記入すること。
 - (3)「患者からの相談に適切に応じる体制の確保状況」欄は、患者相談窓口の責任者を配置している場合は「1. 有」に○をつけるとともに、患者相談

への対応時間を記入すること。また、患者相談窓口の責任者を配置していない場合には「0. 無」に○をつけること。さらに、患者相談窓口に係る規約を有する場合は「1. 有」に○をつけ、有さない場合には「0. 無」に○をつけること。

17「精神保健福祉士、作業療法士その他診療要員の配置状況」欄は、当該病院が精神科の研修を行った場合に記入するものであり、精神保健福祉士、作業療法士、臨床心理技術者のそれぞれの職種について、職員数及び常勤・非常勤別の内訳数を記入すること。また、これらの職種以外にも精神科に係る技術職員がいる場合は、その職員数及び常勤・非常勤別の内訳数を記入すること。